

国宝「土偶」（仮面の女神） 登録商標番号一覧

- [第4630336号](#)
 - 第30類 加工した植物性の食品（他の類に属するものを除く）及び調味料
 - 第31類 加工していない陸産物、生きている動植物及び飼料
- [第4630337号](#)
 - 第28類 がん具、遊戯用具及び運動用具
 - 第29類 動物性の食品及び加工した野菜その他の食用園芸作物
- [第4630341号](#)
 - 第32類 アルコールを含有しない飲料及びビール
 - 第33類 ビールを除くアルコール飲料
- [第4636502号](#)
 - 第34類 たばこ、喫煙用具及びマッチ
 - 第39類 輸送、こん包及び保管並びに旅行の手配
- [第4638654号](#)
 - 第21類 家庭用又は台所用の手動式の器具、化粧用具、ガラス製品及び磁器製品
 - 第24類 織物及び家庭用の織物製カバー
- [第4638655号](#)
 - 第12類 乗物その他移動用の装置
 - 第14類 貴金属、貴金属製品であって他の類に属しないもの、宝飾品及び時計
- [第4642955号](#)
 - 第3類 洗浄剤及び化粧品
 - 第6類 卑金属及びその製品
- [第4658284号](#)
 - 第19類 金属製でない建築材料
 - 第20類 家具及びプラスチック製品であって他の類に属しないもの

- [第4665631号](#)

第25類 被服及び履物

第26類 裁縫用品

- [第4665632号](#)

第16類 紙、紙製品及び事務用品

第18類 革及びその模造品、旅行用品並びに馬具

- [第4670921号](#)

第8類 手動工具

第9類 科学用、航海用、測量用、写真用、音響用、映像用、計量用、信号用、検査用、救命用、教育用、計算用又は情報処理用の機械器具、光学式の機械器具及び電気の伝導用、電気回路の開閉用、変圧用、蓄電用、電圧調整用又は電気制御用の機械器具

<各類の詳細>

● 第4630336号

【第30類】

コーヒー及びココア、コーヒー豆、茶、調味料、香辛料、食品香料（精油のものを除く）、米、脱穀済みのえん麦、脱穀済みの大麦、食用粉類、食用グルテン、穀物の加工品、ぎょうざ、サンドイッチ、しゅうまい、すし、たこ焼き、肉まんじゅう、ハンバーガー、ピザ、べんとう、ホットドッグ、ミートパイ、ラビオリ、菓子及びパン、即席菓子のもと、アイスクリームのもと、シャーベットのもと、アーモンドペースト、イーストパウダー、こうじ、酵母、ベーキングパウダー、氷、アイスクリーム用凝固剤、家庭用食肉軟化剤、酒かす、ホイップクリーム用安定剤

【第31類】

あわ、きび、ごま、そば、とうもろこし、ひえ、麦、粳米、もろこし、うるしの実、コブラ、麦芽、ホップ、未加工のコルク、やしの葉、食用魚介類（生きているものに限る）、海藻類、獣類、魚類（食用のものを除く）、鳥類及び昆虫類（生きているものに限る）、蚕種、種繭、種卵、飼料、釣り用餌、果実、野菜、糖料作物、種子類、木、草、芝、ドライフラワー、苗、苗木、花、牧草、盆栽、生花の花輪、飼料用たんぱく

● 第4630337号

【第28類】

遊戯用器具、囲碁用具、将棋用具、さいころ、すごろく、ダイスカップ、ダイヤモンドゲーム、チェス用具、チェッカー用具、手品用具、ドミノ用具、マーじゃん用具、ビリヤード用具、おもちゃ、人形、愛玩動物用おもちゃ、運動用具、スキーワックス、釣り具

【第29類】

食肉、食用魚介類（生きているものを除く）、肉製品、加工水産物、豆、加工野菜及び加工果実、冷凍果実、冷凍野菜、卵、加工卵、乳製品、食用油脂、カレー・シチュー又はスープのもと、なめ物、お茶漬けのり、ふりかけ、油揚げ、凍り豆腐、こんにゃく、豆乳、納豆、食用たんぱく

● 第4630341号

【第32類】

ビール、清涼飲料、果実飲料、飲料用野菜ジュース、乳清飲料、ビール製造用ホップエキス

【第33類】

日本酒、洋酒、果実酒、中国酒、薬味酒

● 第4636502号

【第34類】

たばこ、紙巻きたばこ用紙、喫煙用具（貴金属製のものを除く）、マッチ

【第39類】

鉄道による輸送、貨物車による輸送、ケーブルカーによる輸送、モノレールによる輸送、旅客車による輸送、ロープウェイによる輸送、車両による輸送、貨物自動車による輸送、軽車両による輸送、タクシーによる輸送、二輪自動車による輸送、ハイヤーによる輸送、バスによる輸送、船舶による輸送、貨物船による輸送、客船による輸送、タンカーによる輸送、フェリーボートによる輸送、航空機による輸送、ターボジェット機による輸送、プロペラ機による輸送、ヘリコプターによる輸送、貨物のこん包、貨物の積卸し、貨物の輸送の媒介、船舶の貸与・売買又は運航の委託の媒介、船舶の引揚げ、水先案内、主催旅行の実施、旅行者の案内、旅行に関する契約（宿泊に関するものを除く）の代理・媒介又は取次ぎ、寄託を受けた物品の倉庫における保管、他人の携帯品の一時預かり、ガスの供給、電気の供給、水の供給、熱の供給、係留施設の提供、倉庫の提供、駐車場の提供、飛行場の提供、車いすの貸与、自転車の貸与、航空機の貸与、コンテナの貸与、パレットの貸与、自動車の貸与、船舶の貸与、包装用機械器具の貸与

● 第4638654号

【第21類】

ガラス基礎製品（建築用のものを除く）、なべ類、コーヒー沸かし（電気式又は貴金属製のものを除く）、鉄瓶、やかん、食器類（貴金属製のものを除く）、アイスペール、泡立て器、魚ぐし、携帯用アイスボックス、こし器、こしょう入れ・砂糖入れ及び塩振り出し容器（貴金属製のものを除く）、卵立て（貴金属製のものを除く）、ナプキンホルダー及びナプキンリング（貴金属製のものを除く）、盆（貴金属製のものを除く）、ようじ入れ（貴金属製のものを除く）、米びつ、ざる、シェーカー、しゃもじ、手動式のコーヒー豆ひき器及びこしょうひき、じょうご、食品保存用ガラス瓶、水筒、すりこぎ、すりばち、ぜん、栓抜、大根卸し、タルト取り分け用へら、なべ敷き、はし、はし箱、ひしゃく、ふるい、まな板、魔法瓶、麵棒、焼き網、ようじ、レモン絞り器、ワッフル焼き型（電気式のものを除く）、清掃用具及び洗濯用具、家事用手袋、化粧用具、デンタルフロス、おけ用ブラシ、金ブラシ、管用ブラシ、工業用はけ、船舶ブラシ、ブラシ用豚毛、洋服ブラシ、靴ブラシ、靴べら、靴磨き布、軽便靴クリーナー、シューツリー、ガラス製又は陶磁製の包装用容器、かいばおけ、家禽用リング、アイロン台、愛玩動物用食器、愛玩動物用ブラシ、犬のおしゃぶり、植木鉢、家庭園芸用の水耕式植物栽培器、家庭用燃え殻ふるい、紙タオル取り出し用金属製箱、霧吹き、靴脱ぎ器、こて台、小鳥かご、小鳥用水盤、じょうろ、寝室用簡易便器、石炭入れ、せっけん用ディスペンサー、貯金箱（金属製のものを除く）、トイレットペーパーホルダー、ねず

み取り器、はえたたき、へら台、湯かき棒、浴室用腰掛け、浴室用手おけ、ろうそく消し及びろうそく立て（貴金属製のものを除く）、花瓶（貴金属製のものを除く）、ガラス製又は磁器製の立て看板、香炉、コップ、水盤（貴金属製のものを除く）、風鈴

【第24類】

織物、メリヤス生地、フェルト及び不織布、オイルクロス、ゴム引防水布、ビニルクロス、ラバークロス、レザークロス、ろ過布、布製身の回り品、織物製テーブルナプキン、ふきん、かや、敷布、布団、布団カバー、布団側、まくらカバー、毛布、織物製いすカバー、織物製壁掛け、織物製ブラインド、カーテン、シャワーカーテン、テーブル掛け、どん帳、織物製トイレシートカバー、遺体覆い、経かたびら、黒白幕、紅白幕、布製ラベル、ビリヤードクロス、のぼり及び旗（紙製のものを除く）

● 第4638655号

【第12類】

船舶並びにその部品及び附属品、航空機並びにその部品及び附属品、鉄道車両並びにその部品及び附属品、自動車並びにその部品及び附属品、二輪自動車並びにその部品及び附属品、自転車並びにその部品及び附属品、乳母車、車いす、人力車、そり、手押し車、荷車、馬車、リヤカー、荷役用索道、カーダンパー、カープッシャー、カープラー、牽引車、陸上の乗物用の動力機械（その部品を除く）、陸上の乗物用の機械要素、陸上の乗物用の交流電動機又は直流電動機（その部品を除く）、タイヤ又はチューブの修繕用ゴムはり付け片、乗物用盗難警報器、落下傘

【第14類】

貴金属、貴金属製食器類、貴金属製のくるみ割り器・こしょう入れ・砂糖入れ・塩振出し容器・卵立て・ナプキンホルダー・ナプキンリング・盆及びようじ入れ、貴金属製の花瓶・水盤・針箱・宝石箱・ろうそく消し及びろうそく立て、貴金属製のがま口・靴飾り・コンパクト及び財布、貴金属製喫煙用具、身飾品、宝玉及びその原石並びに宝玉の模造品、時計、記念カップ、記念たて、キーホルダー

● 第4642955号

【第3類】

せっけん類、香料類、化粧品、かつら装着用接着剤、つけづめ、つけまつ毛、歯磨き、洗濯用漂白剤、つや出し剤、人造軽石、靴クリーム、靴墨、塗料用剥離剤

【第6類】

鉄及び鋼、非鉄金属及びその合金、金属鉱石、建築用又は構築用の金属製専用材料、金属製

建具、金属製金具、金属製建造物組立てセット、金属製の滑車・ばね及びバルブ（機械要素に当たるものを除く）、金属製包装用容器、金属製荷役用パレット、金属製の可搬式家庭用温室、金属製養鶏用かご、金属製道路標識（発光式又は機械式のものを除く）、てんてつ機、キー、金属製管継ぎ手、いかり、かな床、はちの巣、犬用鎖、金属製工具箱、金属製貯金箱、金属製のきゃたつ及びはしご、金属製のネームプレート及び標札、金属製のタオル用ディスプレイ、金属製帽子掛けかぎ、金属製郵便受け、金庫、金属製靴ぬぐいマット、金属製立て看板、金属製彫刻、金属製ブラインド、金属製の墓標及び墓碑用銘板、金属製のバックル、つえ用金属製石突き、アイゼン、カラビナ、金属製あぶみ、金属製飛び込み台、拍車、ハーケン、金属製の置物

● 第4658284号

【第19類】

建築用又は構築用の非金属鉱物、陶磁製建築専用材料・れんが及び耐火物、リノリウム製建築専用材料、プラスチック製建築専用材料、合成建築専用材料、アスファルト及びアスファルト製の建築用又は構築用の専用材料、ゴム製の建築用又は構築用の専用材料、しっくい、石灰製の建築用又は構築用の専用材料、石こう製の建築用又は構築用の専用材料、繊維製の落石防止網、建造物組立てセット（金属製のものを除く）、セメント及びその製品、木材、石材、建築用ガラス、建具（金属製のものを除く）、鉱物性基礎材料、可搬式家庭用温室（金属製のものを除く）、区画表示帯、土砂崩壊防止用植生板、窓口風防通話板、道路標識（金属製又は発光式若しくは機械式のものを除く）、航路標識（金属製又は発光式のものを除く）、石製彫刻、石製郵便受け、コンクリート製彫刻、大理石製彫刻、灯ろう、飛び込み台（金属製のものを除く）、墓標及び墓碑用銘板（金属製のものを除く）

【第20類】

家具、貯蔵槽類（金属製又は石製のものを除く）、プラスチック製バルブ（機械要素に当たるものを除く）、カーテン金具、金属代用のプラスチック製締め金具、くぎ・くさび・ナット・ねじくぎ・びょう・ボルト・リベット及びキャスター（金属製のものを除く）、座金及びワッシャー（金属製・ゴム製又はバルカンファイバー製のものを除く）、錠（電気式又は金属製のものを除く）、木製・竹製又はプラスチック製の包装用容器、葬祭用具、荷役用パレット（金属製のものを除く）、養蜂用巣箱、クッション、座布団、まくら、マットレス、愛玩動物用ベッド、アドバルーン、犬小屋、うちわ、買物かご、額縁、家庭用水槽（金属製又は石製のものを除く）、きゃたつ及びはしご（金属製のものを除く）、工具箱（金属製のものを除く）、小鳥用巣箱、ししゅう用枠、植物の茎支持具、食品見本模型、人工池、すだれ、ストロー、スリーピングバッグ、せんす、装飾用ビーズカーテン、タオル用ディスプレイ（金属製のものを除く）、つい立て、ネームプレート及び標札（金属製のものを除く）、旗ざお、ハンガーボード、びょうぶ、ベンチ、帽子掛けかぎ（金属製のものを除く）、マネキン

人形、麦わらさなだ、木製又はプラスチック製の立て看板、郵便受け（金属製又は石製のものを除く）、揺りかご、幼児用歩行器、洋服飾り型類、美容院用いす、理髪用いす、石こう製彫刻、プラスチック製彫刻、木製彫刻、あし、い、おにがや、きょう木、しだ、すげ、すき、竹、竹皮、つる、とう、麦わら、木皮、わら、きば、鯨のひげ、甲殻、さんご、人工角、ぞうげ、角、歯、べっこう、骨、海泡石、こはく

● 第4665631号

【第25類】

被服、ガーター、靴下止め、ズボンつり、バンド、ベルト、履物、仮装用衣服、運動用特殊衣服、運動用特殊靴

【第26類】

編レース生地、刺しゅうレース生地、組みひも、テープ、房類、リボン、ボタン類、針類、メリヤス機械用編針、編み棒、裁縫箱、裁縫用へら、裁縫用指抜き、針刺し、針箱（貴金属製のものを除く）、被服用はとめ、衣服用き章（貴金属製のものを除く）、衣服用バッジ（貴金属製のものを除く）、衣服用バックル、衣服用ブローチ、腕止め、帯留、ボンネットピン（貴金属製のものを除く）、ワッペン、腕章、頭飾品、つけあごひげ、つけ口ひげ、ヘアカーラー（電気式のものを除く）、靴飾り（貴金属製のものを除く）、靴はとめ、靴ひも、靴ひも代用金具、造花、漁網製作用杼

● 第4665632号

【第16類】

紙類、紙製包装用容器、家庭用食品包装フィルム、紙製ごみ収集用袋、プラスチック製ごみ収集用袋、衛生手ふき、型紙、紙製テーブルクロス、紙製テーブルナプキン、紙製タオル、紙製手ふき、紙製のぼり、紙製旗、紙製ハンカチ、紙製幼児用おしめ、裁縫用チャコ、荷札、印刷物、書画、写真、写真立て、文房具類、事務用又は家庭用ののり及び接着剤、青写真複写機、あて名印刷機、印刷用インテル、印字用インクリボン、活字、こんにやく版複写機、自動印紙はり付け機、事務用電動式ホッチキス、事務用封かん機、消印機、製図用具、装飾塗工用ブラシ、タイプライター、チェックライター、謄写版、凸版複写機、文書細断機、封ろう、マーキング用孔開型板、郵便料金計器、輪転謄写機、観賞魚用水槽及びその附属品、図書カードに用いるための非磁気性の紙製・プラスチック製のカード、テレホンカードに用いるための非磁気性の紙製・プラスチック製カード

【第18類】

皮革、かばん類、袋物、携帯用化粧道具入れ、かばん金具、がま口口金、傘、ステッキ、つえ、つえ金具、つえの柄、乗馬用具、愛玩動物用被服類

● 第4670921号

【第8類】

手動工具、手動利器、くわ、鋤、レーキ・組ひも機及び靴製造用靴型（手持ち工具に当たるものに限る）、電気かみそり及び電気ばりかん、ひげそり用具入れ、ペディキュアセット、マニキュアセット、かつお節削り器、角砂糖挟み、缶切、くるみ割り器（貴金属製のものを除く）、スプーン、フォーク、アイロン（電気式のものを除く）、糸通し器、チャコ削り器、水中ナイフ、水中ナイフ保持具、ピックル、五徳、殺虫剤用噴霧器（手持ち工具に当たるものに限る）、十能、パレットナイフ、火消しつば、火ばし、ピンセット

【第9類】

理化学機械器具、測定機械器具、配電用又は制御用の機械器具、電池、電気磁気測定器、電線及びケーブル、写真機械器具、映画機械器具、光学機械器具、眼鏡、加工ガラス（建築用のもを除外）、救命用具、電気通信機械器具、レコード、電子応用機械器具及びその部品、オゾン発生器、電解槽、ロケット、業務用テレビゲーム機、スロットマシン、運動技能訓練用シュミレーター、乗物運転技能訓練用シュミレーター、回転変流機、調相機、電気アイロン、電気式ヘアカーラー、電気ブザー、鉄道用信号機、乗物の故障の警告用の三角標識、発光式又は機械式の道路標識、火災報知機、ガス漏れ警報器、事故防護用手袋、消火器、消火栓、消火ホース用ノズル、消防車、消防艇、スプリンクラー消火装置、盗難警報器、保安用ヘルメット、防火被服、防じんマスク、防毒マスク、磁心、自動車用シガーライター、抵抗線、電極、溶接マスク、映写フィルム、スライドフィルム、スライドフィルム用マウント、録画済みビデオディスク及びビデオテープ、ガソリンステーション用装置、自動販売機、駐車場用硬貨作動式ゲート、金銭登録機、計算尺、硬貨の計数用又は選別用の機械、作業記録機、写真複写機、手動計算機、製図用又は図案用の機械器具、タイムスタンプ、タイムレコーダー、電気計算機、パンチカードシステム機械、票数計算機、ビリングマシン、郵便切手のはり付けチェック装置、ウエイトベルト、ウエットスーツ、浮袋、エアタンク、水泳用浮き板、潜水用機械器具、レギュレーター、アーク溶接機、家庭用テレビゲームおもちゃ、金属溶断機、検卵器、電気溶接装置、電動式扉自動開閉装置、メトロノーム、携帯電話用ストラップ、図書カード用未記録の磁気カード、テレホンカード用未記録の磁気カード